

## ○鎌倉市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、中小企業退職金共済制度を奨励するため、中小企業の事業主に対して、中小企業退職金共済掛金補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって中小企業の従業員の福祉の増進を図り、併せて中小企業の振興に資することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

**第2条** 補助金の交付対象者は、本市内に主たる事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業の事業主で、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）による独立行政法人勤労者退職金共済機構又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項の規定に基づく特定退職金共済団体である鎌倉商工会議所と退職金共済契約（独立行政法人勤労者退職金共済機構と締結した退職金共済契約にあつては、同法第2条第3項の退職金共済契約に限る。以下同じ。）を締結しているもの（以下「共済契約者」という。）とする。

(補助金の額)

**第3条** 補助金の額は、退職金共済契約に基づき退職金の支給を受けるべき者1人につき月額400円とする。

(補助の期間)

**第4条** 補助の期間は、共済契約者が退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して36月間とする。

(補助金の交付申請等)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上半期（1月から6月までをいう。）に係る補助金の交付についてはその年の8月1日から同月末日まで、下半期（7月から12月までをいう。）に係る補助金の交付については翌年2月1日から同月末日までに、中小企業退職金共済掛金補助金申請書（第1号様式）に各期に係る退職金共済掛金を支払ったことを証する書類（以下「証明書類」という。）を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が申請者の同意を得て、第2条に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構又は鎌倉商工会議所が発行する書類によって納付状況を確認することができる場合は、証明書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、中小企業退職金共済掛金補助金決定通知書（第2号様式）により申請者に通知して補助金を交付する

ものとする。

(変更届)

**第6条** 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた者は、第4条に規定する補助の期間内において次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに中小企業退職金共済契約者等変更届書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者に変更があったとき。
- (2) 事業所の名称又は所在地に変更があったとき。

(補助金の返還)

**第7条** 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(準用)

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）を準用する。

## 付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年12月26日から施行する。

(補助の期間の特例)

- 2 この要綱の施行の際現に共済契約者である者が第5条第2項の規定により補助金の交付を受けることとなる場合において、その者に対する補助の期間は、第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日の属する月から起算して36月間とする。